

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務

(2) 業務内容

高槻島本夜間休日応急診療所は、地域の医療機関の休診時間帯となる夜間や休日において比較的軽症の救急患者を治療する初期救急医療機関であり、昭和 53 年に建設されて以降 43 年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいるとともに、耐震性を満たしていない。また、平成 25 年度から小児救急医療体制の広域化を実施し、他市からの小児患者数が大幅に増加したことにより、施設の狭隘化や駐車台数の不足などの課題がある。

これらを踏まえ、移転場所を市営弁天駐車場敷地（高槻市八丁西町）に選定し、上記の諸課題を早急に解消するとともに、患者及び医療従事者が利用しやすい施設となるよう、令和 5 年 4 月の供用開始に向けて早急に整備を図る。

(仮称) 夜間休日応急診療所の移転整備に当たっては、上記の諸課題を解決でき、コストの縮減や平準化、工期の短縮等を勘案し、優れたノウハウと意欲を持った民間事業者を広く募集する。

① 測量・地盤調査等 一式

- ・敷地の測量、分筆
- ・設計に必要な地盤調査等

② 基本・実施設計（建築・電気・機械・外構） 一式

- ・基本及び実施設計業務
- ・設計に関する関係機関との協議、調整
- ・各種申請図書の作成、申請業務等

③ 建設工事（建築・電気・機械・外構） 一式

- ・設計に基づく建設工事
- ・工事施工に関する関係機関との協議、調整
- ・工事施工に関わる届出、手続き等

④ その他工事（給排水引込等・道路舗装） 一式

- ・給水設備の増径工事
- ・敷地分筆に伴う給水設備の西側隣地（市営バス待機場）への引き込み位置の移設
- ・排水設備の下水道本管（前面道路地下）までの繋ぎ込み
- ・歩道美装化及び車道舗装

⑤ 上記以外（民間事業者からの提案による）

※ 詳細については、別紙「(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

リース期間の初日となる令和 5 年 1 月 13 日に引渡しをすること。

リース期間：令和 5 年 1 月 13 日から令和 20 年 1 月 12 日まで（15 年間 計 180 か月）

(4) 契約上限額

523,000 千円（消費税及び地方消費税等額を含む。）

(5) 履行場所

市営弁天駐車場敷地（高槻市八丁西町1-10）

2 所管課

健康福祉部 保健所 健康医療政策課（担当：谷口、棚橋）

3 応募資格

本プロポーザルは、優れたノウハウと意欲を持った民間事業者を広く募集するため公募型とし、参加できる者は以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 高槻市財務規則第 107 条に規定する入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、物品・業務委託の 22B（リース・レンタル）を選択していること。
- (2) 過去 10 年間に新築の医療機関（診療の用に供する区画）の設計及び施工実績（設置主体の公・民は問わない）が 1 件以上あること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査に係る直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式の総合評定値（P 点）が 1,000 点以上であること。
- (4) 提案事業者からの提案内容に応じて必要な提携先を確保する場合には、次の条件を満たす提携先を確保すること。

〔条件〕

- ・名簿に登載されていること。なお、本事業の実施に際し、高槻市内に本社、支社等を置く提携先を加えるなど、地元経済発展への配慮に努めること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当しないこと。
 - (6) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
 - (7) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。

4 参加手続き

別途定める「(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係るプロポーザル募集要項 (以下「募集要項」という。)」に基づき実施する。

5 提案書類の作成手順及び提出方法

別途定める「募集要項」に基づき実施する。

6 質疑及び回答

別途定める「募集要項」に基づき実施する。

7 審査・選定方法

評価項目や配点・採点基準を定める審査基準を次のとおりとし、次の(1)～(5)の手順によ

り最優秀提案事業者を選定する。

項番	項目		主な評価指標	配点
1	提案事業者に関する項目	業務実績	同種業務の設計及び施工実績は、本業務を履行できると信頼するに足るものかを評価する。	10
2	技術提案書等に関する項目	提案課題	現施設の諸課題を解決し、コストの削減等に寄与できる提案となっているか等を提案課題ごとに評価する。	55
3	見積書提示額に関する項目	見積額	見積額の妥当性、経済性の優劣を評価する。	35
合計				100

- (1) 提案事業者の選定に当たり、技術提案書等の内容について、「(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係る事業者選定委員会設置要綱」に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるヒアリングを実施する。
- (2) 選定委員会の委員は、審査基準に基づき、提案書の内容及びヒアリング結果について、審査項目ごとに点数化して評価する。
- (3) 提案事業者の評価点は、事務局評価点を基礎点とし、そこに審査項目毎に各委員による評価点の平均点を加算した結果、評価点が最高点の者を最優秀提案事業者に決定する。
- (4) 提案事業者の評価点が同点で優先順位を付ける必要がある場合は、審査基準の「技術提案書等に関する項目」の採点結果により決定する。
- (5) 審査基準には最低基準点を設け、最低基準点に満たない提案事業者は選外とする。
- (6) 提案事業者が1者の場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施し、本業務を履行する能力を有するか審査する。

8 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

時期（令和3年）	実施内容
① 4月9日(金)	第1回選定委員会
② 4月23日(金)	公募開始
③ 4月30日(金)	質問書の提出期限（1回目）
④ 5月11日(火)	質問への回答（1回目）
⑤ 5月14日(金)	参加表明書、会社概要書、見学会参加申込書の提出期限
⑥ 5月21日(金)	参加資格の確認等
⑦ 5月28日(金)	見学会当日
⑧ 6月2日(水)	質問書の提出期限（2回目）
⑨ 6月9日(水)	質問への回答（2回目）
⑩ 7月9日(金)	審査書類の提出期限
⑪ 7月14日(水)	プレゼンテーション資料（データ）の提出期限 ※PCを使用する場合
⑫ 7月20日(火)	第2回選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
⑬ ～8月3日(火)	結果通知・公表
⑭ 8月上旬	基本協定の締結
⑮ 8月～10月	設計内容の協議、契約内容の協議
⑯ 11月中旬	仮契約締結
⑰ 11月下旬～12月	市議会に議案上程、本契約締結

※ 今後、上記スケジュールは変更される可能性がある。